

## 宅地建物取引業法①

### 総則・定義

### ○×式確認問題 【問題】

\* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 Aが、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域内の数筆の自己所有の原野を原野として売却する場合、Aは、宅地建物取引業の免許（以下、「免許」という。）を必要とする。
- 2 Aが、甲市が所有する宅地を、甲市から代理依頼を受け、甲市の代理人として不特定多数の者に反復継続して売却する場合、甲市は、宅地建物取引業の免許を必要としない。
- 3 Aが、その所有地にマンションを建築して、一括してBに売却し、Bが自ら各戸の入居者を募集して賃貸する場合、Aは免許を必要としないが、Bは免許が必要である。
- 4 A社が、自社の工場跡地を区画割し、宅地として反復継続して売却するときに、自社の従業員および得意先の従業員のみを対象としている場合は、A社は、免許を必要としない。
- 5 信託会社は、国土交通大臣に届け出ることなく、一団の宅地の分譲することができるが、この場合、免許を必要としない。
- 6 A社が兼営事業として宅建業を営んでいる場合で、A社の主たる事務所において宅建業を営んでおらず、宅建業を営んでいるのは従たる事務所のみである場合でも、主たる事務所は、宅建業法上の事務所に該当する。